

## 霊柩運送事業者の個別指導実施

平成29年12月1日現在、本県では霊柩運送事業者が141の事業所(営業所)において運送事業を行っています。

宮城県適正化実施機関では平成25年度から平成29年度の4年間で全霊柩事業所に対して巡回指導または集合指導を実施してきました。

平成30年度に巡回指導の指針が全面改正され、5両未満の霊柩事業者に対する指導は「集合指導」から「個別指導」に名称が変更されました。また調査対象項目が従前の15項目から26項目に増えました。

この改正を受け、今年度は11・12月の2ヶ月間に42事業所に対して個別指導を実施しました。

今年の結果は下表のとおりです。指摘を受けた事業所にあつては指摘事項を早急に改善し適正な管理を継続されるようお願いいたします。また運送事業の法令や規則、日常の管理手法等について疑問・不明な点がありましたら適正化実施機関まで問い合わせください。

平成31年度以降も継続して宮城県霊柩自動車業組合と連携して法令順守の意識高揚と事業運営のレベルアップを図っていく計画であります。

### 平成30年度 個別指導の結果(5両未満の42事業所)

| 調査項目  | 調査件数 | 否の件数 | 否の割合 | ワースト |
|---|------|------|------|------|
| 特定運転者に対する特別な指導を実施しているか                                | 7    | 5    | 71.4 | ①    |
| 特定運転者に対する適性診断を受診しているか                                 | 7    | 4    | 57.1 | ②    |
| 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を実施しているか(告示12項目)                | 42   | 16   | 38.1 | ③    |
| 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、記録簿等が保存されているか(3・12ヶ月点検) | 42   | 10   | 23.8 | ④    |
| 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか                                | 36   | 8    | 22.2 | ⑤    |

※ 調査26項目のうち、対象の無い項目は省かれます。

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL : 022-788-0223 FAX : 022-237-5290